

市町村立小中学校教職員に係る扶養手当認定後の現況確認について

対象受検機関：教育庁学校総務サービス課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																												
<p>1 扶養手当の支給について</p> <p>(1) 扶養親族の範囲 (職員の給与に関する条例第13条第2項) 下記の者で、他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている者</p> <p>ア 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む)</p> <p>イ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>ウ 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>エ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>オ 身体又は精神に著しい障がいのある者(親族でなくても扶養親族として差し支えない)</p> <p>(2) 扶養親族とすることができない者 (職員の扶養手当に関する規則第3条第2項)</p> <p>ア 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者</p> <p>イ 所得の年額が130万円程度以上である者</p> <p>ウ 身体又は精神に著しい障がいがある者の場合は、ア・イによる者のほか終身労務に服することができない程度でない者(将来、労務に服する見込みのある者)</p> <p>(3) 扶養手当支給額 (職員の給与に関する条例第13条第3項・第4項)</p> <table border="1" data-bbox="299 1318 1020 1816"> <thead> <tr> <th>扶養手当対象</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 配偶者</td> <td>13,800円</td> </tr> <tr> <td>イ 扶養親族</td> <td>6,500円 (ただし、職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人については11,000円)</td> </tr> <tr> <td>ウ 満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に係る手当の月額が1人につき(弟妹及び孫は除く)</td> <td>5,000円加算</td> </tr> </tbody> </table>	扶養手当対象	金額	ア 配偶者	13,800円	イ 扶養親族	6,500円 (ただし、職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人については11,000円)	ウ 満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に係る手当の月額が1人につき(弟妹及び孫は除く)	5,000円加算	<p>1 市町村立小中学校の扶養手当受給資格に関する現況確認の状況 市町村立小学校における事務を確認したところ、当初の扶養親族届提出時及び内容に変更があった場合の変更届提出の際に、その根拠資料を提出させるようにしているが、定期的に学生証の確認や所得証明の提出など現況を調査することはしていない。</p> <p>2 平成27年度における扶養手当の過払い事例 平成27年度の状況をサンプル調査したところ、下記のとおり扶養親族の収入が限度額を超過しているにもかかわらず支給を続け、後日戻入された事例があった。</p> <table border="1" data-bbox="1163 751 2341 1556"> <thead> <tr> <th>起案日</th> <th>手当支給期間</th> <th>返納金額</th> <th>市教育委員会への誤認定報告日</th> <th>事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年3月10日</td> <td>平成26年10月～平成27年3月分</td> <td>66,000円</td> <td>平成27年12月21日</td> <td>平成26年10月より遺族年金受給により所得超過するも認定取り消し遅れ。 (現年度分 平成27年4月～11月)</td> </tr> <tr> <td>平成28年2月17日</td> <td>平成26年10月～平成27年3月分</td> <td>96,000円</td> <td>平成27年12月22日</td> <td>満22歳に満たない職員の子が雇用され収入を得ていたが届出遅れ。 (現年度分 平成27年4月～11月)</td> </tr> <tr> <td>平成27年7月24日</td> <td>平成26年7月～平成27年3月</td> <td>124,200円</td> <td>平成27年6月5日</td> <td>平成26年7月1日より配偶者の就職により所得超過するも届出遅れ。 (現年度分 平成27年4月～5月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考)</p> <p>◎ 府職員における扶養手当認定後の現況確認方法 府職員の扶養手当については、「扶養手当受給資格確認調査実施要領」に基づき、2年間で全職員の現況確認ができる仕組みとなっている。その目的は扶養手当の支給を受けている職員が、引き続き支給要件を具備しているかどうかを確認し、制度運営の適正化を図ること</p>	起案日	手当支給期間	返納金額	市教育委員会への誤認定報告日	事由	平成28年3月10日	平成26年10月～平成27年3月分	66,000円	平成27年12月21日	平成26年10月より遺族年金受給により所得超過するも認定取り消し遅れ。 (現年度分 平成27年4月～11月)	平成28年2月17日	平成26年10月～平成27年3月分	96,000円	平成27年12月22日	満22歳に満たない職員の子が雇用され収入を得ていたが届出遅れ。 (現年度分 平成27年4月～11月)	平成27年7月24日	平成26年7月～平成27年3月	124,200円	平成27年6月5日	平成26年7月1日より配偶者の就職により所得超過するも届出遅れ。 (現年度分 平成27年4月～5月)	<p>府職員及び府立学校教職員については、2年間で全員の現況確認を実施していることを踏まえ、市町村立小中学校等に対しても、扶養手当受給資格の確認調査の実施を指導されたい。</p>
扶養手当対象	金額																													
ア 配偶者	13,800円																													
イ 扶養親族	6,500円 (ただし、職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人については11,000円)																													
ウ 満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に係る手当の月額が1人につき(弟妹及び孫は除く)	5,000円加算																													
起案日	手当支給期間	返納金額	市教育委員会への誤認定報告日	事由																										
平成28年3月10日	平成26年10月～平成27年3月分	66,000円	平成27年12月21日	平成26年10月より遺族年金受給により所得超過するも認定取り消し遅れ。 (現年度分 平成27年4月～11月)																										
平成28年2月17日	平成26年10月～平成27年3月分	96,000円	平成27年12月22日	満22歳に満たない職員の子が雇用され収入を得ていたが届出遅れ。 (現年度分 平成27年4月～11月)																										
平成27年7月24日	平成26年7月～平成27年3月	124,200円	平成27年6月5日	平成26年7月1日より配偶者の就職により所得超過するも届出遅れ。 (現年度分 平成27年4月～5月)																										

<p>2 扶養手当認定事務について 市町村立小中学校教職員給与は手当も含め、市町村立学校教職員給与負担法に基づき、府が経費負担することとなっている。 また、扶養手当の認定に係る事務は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例に基づき、市町村が処理することとされ、市町村教育委員会から小中学校等の校長に認定権限が委任されている。</p> <p>3 扶養手当受給資格に関する認定後の現況確認 扶養手当認定後、アルバイトなどにより一定の所得（収入限度額130万円）を得ることにより、受給要件に該当しなくなる場合があり、継続して扶養親族の要件に該当しているかの確認が必要である。これに関しては、教職員の申請に基づき、扶養手当の対象としない手続を行うこととなる。 学校総務サービス課では、扶養手当の認定事務を委任された市町村立の各小中学校長等に対して、例年研修会等で扶養の事実や所得の状況等について事後確認を実施するよう指導している。</p>	<p>であり、職員の扶養手当に関する規則第3条第4項を根拠としている。 具体的には「扶養手当受給資格人確認調査票」を対象者に配布し、扶養親族の就労状況を記載させ、あわせて所得証明書の提出を義務付けている。また、就学の状況を確認するため、在学証明書あるいは学生証の写しなどの提出も義務付けており、現況調査を通じて誤った支給事務がなされるリスクを回避できるよう、確認ができています。</p> <p>◎ 府立学校教職員における扶養手当認定後の現況確認方法 府立学校の教職員の扶養手当の現況調査は平成21年度より、2年に1度一斉に支給対象者全員に対して現況確認を行っている。具体的には、教育庁から各府立学校の学校長に対して、扶養手当の認定状況確認調査の実施について依頼し、「扶養手当認定状況確認調査票」を配布し、府職員と同様の手続を実施している。</p>	
措置の内容		
<p>監査の結果を踏まえ、平成28年11月30日付け教学総第2071号により、各市町村教育委員会を通じて、各小中学校へ、扶養手当の現況確認を2年に1回以上、実施するように通知した。今後は、この通知内容に基づき、扶養手当受給資格の確認調査の実施を指導していく。</p>		

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月16日から同年7月14日まで）